平成２５年（フ）第１７４９号
北海道千歳市寿３丁目６番８―31号　市営住宅祝梅団地
債務者　唐木田由子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８６３号
札幌市豊平区美園３条７丁目１番６号　クロスロード105号
債務者　高橋由美子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９１９号
北海道江別市大麻宮町５番地　Ｒ３―33
債務者　近藤　　勲
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９３０号
北海道江別市４条５丁目５番地　セントラルハイム303号室
債務者　中野　謙治
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９４８号
札幌市白石区栄通13丁目２番18号　コーポくにたち２号
債務者　齋藤貴世美（旧姓野宮）
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９６１号
札幌市白石区本郷通６丁目北７番８号　木野ハイツ202号
債務者　尾形　直人
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１７号
北海道室蘭市新富町１丁目２番２―409号、前住所北海道室蘭市常盤町12番８号
債務者　青木　正一
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
北海道室蘭市山手町３丁目８番１号　市立室蘭総合病院内、住民票上の住所北海道室蘭市新富町１丁目２番２―409号
債務者　青木　弘子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
岩手県奥州市江刺区大通り１番27号　カーサ大通り102号室、旧住所岩手県奥州市水沢区泉町９番19号
債務者　岩角　慎祐（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第５３号
岩手県奥州市水沢区字寺小路24番地２、旧住所岩手県奥州市水沢区字高屋敷347番地１
債務者　伊藤　　満
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第５５号
岩手県奥州市水沢区真城字南下田110番地１
債務者　那須川隼人
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第５６号
岩手県奥州市江刺区男石３丁目５番１号　耳取住宅１－４号、旧住所岩手県奥州市江刺区広瀬字樽輪152番地
債務者　鈴木　博子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第５７号
岩手県奥州市前沢区向田２丁目２番地２フレグランス向田202号室
債務者　高橋　康幸（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第５５号
山形県飽海郡遊佐町吹浦字川田36番地の４、前住所山形県飽海郡遊佐町比子字下モ山27番地
債務者　伊藤　留美
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第９６号
群馬県邑楽郡大泉町朝日２丁目17番１―1528号　富士重工株式会社大泉寮、旧住所鳥取県米子市両三柳136―２　ローズササキ103号
債務者　内田　博之
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第４７７号
埼玉県川越市大字砂新田1763番地　コロカシア102
債務者　松田　貴弘
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部